

- 議案第 90 号 郡山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例…………… 2 頁
- 議案第 92 号 郡山市税条例等の一部を改正する条例…………… 3 頁
- 専決第 6 号 令和 3 年 2 月 13 日の福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例…………… 5 頁
- 専決第 10 号 郡山市税条例の一部を改正する条例…………… 7 頁

議案第90号 郡山市固定資産税評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 改正要旨

審査申出書及び口述書の提出に係る押印の見直しに伴う所要の改正を行う。

2 主な改正理由・内容

区分	改正理由	改正内容
法改正	固定資産の価格に関する不服の審査における納税者の負担を軽減し、納税者の利便性の向上を図るため。	<ul style="list-style-type: none">○ 審査申出書への審査申出人の押印の廃止○ 口頭審理時の口述書への提出者の署名押印の廃止

3 施行期日

公布の日

議案第92号 郡山市税条例等の一部を改正する条例

1 改正要旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

2 主な改正理由・内容

(1) 【個人市民税】特定公益増進法人等に対する寄附金における寄附金控除等の範囲の見直し（施行日：令和4年1月1日）

区分	改正理由	改正内容
法改正	<p>特定公益増進法人等に対する寄附金について、寄附金控除の範囲の見直しを行い、制度の適正化を図る。</p> <p>※ 特定公益増進法人等：公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人</p>	<p>特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について、その対象となる寄附金から<u>出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する。</u></p> <p>※ 寄附金控除の対象は当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</p>

(2) 【個人市民税】セルフメディケーション税制の延長（施行日：令和4年1月1日）

区分	改正理由	改正内容
法改正	<p>セルフメディケーションに自発的に取り組むことで、少子高齢化・ポストコロナ社会において限りある医療資源の有効活用と健康の維持増進を図るため。</p> <p>※ セルフメディケーション税制：実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額から1万2千円を差し引いた金額（上限8万8千円）を所得控除する制度（医療費控除との選択制）</p>	<p>適用期限を5年延長する。</p> <p>※ 対象期間：平成30年度～<u>令和4年度→令和9年度まで延長</u></p>

(3) 【個人市民税】 国外居住親族に係る扶養控除の見直し (施行日：令和6年1月1日)

区分	改正理由	改正内容
法改正	国外居住親族に係る扶養親族の適用要件見直しを踏まえ、個人住民税均等割・所得割の非課税限度額の算定及び均等割の税率軽減判定の基礎となる扶養親族の取扱いについて見直す。	<p>年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって、以下のいずれにも該当しない者を除外する。</p> <p>① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</p> <p>② 障害者</p> <p>③ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</p>

(4) 【固定資産税】 償却資産の特例措置の追加

(施行日：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第 1 条本文の政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日)

区分	改正理由	改正内容
法改正	浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設	<p>浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を国が示す参酌基準の 3 分の 1 とする。</p> <p>国基準：課税標準の軽減率について、1/3 を参酌し、1/6 以上 1/2 以下の範囲において条例で定める割合</p>

専決第6号 令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例

1 制定要旨

令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた納税義務者の市民税等の減免を実施する。

2 減免する税目及び減免対象期間

税 目	減免対象期間	申請期限
個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度分のうち令和3年2月13日以降に納期の末日が到来するもの ・ 令和3年度分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納期限の7日前 ※ 2/13～4/29 の納期限は4/30まで延長 ・ 同日までに申請が困難な特別な事由があるときは、この限りでない。
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度分 	
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度分から令和5年度分のうち 令和3年3月1日から令和5年2月28日までに終了する事業年度分 	
国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度分から令和3年度分のうち 令和3年2月分から令和4年1月分の月割に相当する額 	

3 減免基準の根拠（国通知等）

税 目	減免基準の根拠
個人市民税 固定資産税 都市計画税	「災害被災者に対する地方税の減免措置等について」 (平成31年4月1日 総税企第51号 一部改正)
事業所税	「令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例」 (令和元年郡山市条例第34号) と同基準
国民健康保険税	「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」 (令和3年2月14日 厚生労働省（総務省）再周知)

4 減免割合

税目	減免割合
個人市民税	ア 死亡、生活保護となった場合：全部免除 障がい者となった場合：9/10 減免 イ 住宅又は家財の損害の程度と合計所得金額に応じて 1/8～10/10 減免 ウ 農作物の減収が3/10 以上の場合：合計所得金額に応じて 2/10～10/10 減免 ※ 合計所得金額 1,000 万円以下が対象（アを除く）、最も免除額が高い規定を適用
固定資産税 都市計画税	ア 土地 : 被害面積に応じて 4/10～10/10 減免 イ 家屋・償却資産：損害程度に応じて 4/10～10/10 減免
事業所税	事業を休止した期間の月数に応じて減免
国民健康保険税	ア 死亡となった場合：全部免除 障がい者となった場合：9/10 減免 イ 住宅又は家財の損害の程度と合計所得金額に応じて 1/8～10/10 減免 ウ 農作物の減収が3/10 以上の場合：合計所得金額に応じて 2/10～10/10 減免 ※ 合計所得金額 1,000 万円以下が対象（アを除く）、最も免除額が高い規定を適用

【参考】り災証明の判定基準と市民税の減免割合との比較

り災証明		住家の損害割合	国税庁による 住宅・家財 被害割合	減免率判定 (合計所得金額 500 万円以下の例)
判定				
全	壊	50%以上	被害割合 100%	全部免除
大規模	半壊	40%以上 50%未満	被害割合 50%	
中規模	半壊	30%以上 40%未満		
半	壊	20%以上 30%未満		
準	半壊	10%以上 20%未満	被害割合 5%	全部免除 (家財の損害 50%以上)
一部	損壊	10%未満		1/2 減免 (家財の損害 30%以上)
				減免なし (家財の損害 30%未満)

5 施行期日 公布日を施行日とする。

専決第10号 郡山市税条例の一部を改正する条例

1 改正要旨

税制改正による地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正理由・内容

(1) 【固定資産税】固定資産税（土地）の負担調整措置

区分	改正理由	改正内容
法改正	<p>宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度における価格の下落修正措置等、現行の負担調整措置の仕組みを継続</p> <p>その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。</p> <p>※ 都市計画税も同様</p>	<p>土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。</p>

(2) 【軽自動車税】環境性能割の税率区分の見直し

区分	改正理由	改正内容																			
法改正	軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな 2030 年度燃費基準のもとで税率区分を見直す。	軽自動車環境性能割の税率区分は次のとおり																			
		現行（令和元、2年度）		改正（令和3、4年度）																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車 ハイブリッド車</td> <td>2020 年度基準 +10%達成 2020 年度基準 達成</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 %</td> </tr> </tbody> </table>		区分	税率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	非課税	ガソリン車 ハイブリッド車	2020 年度基準 +10%達成 2020 年度基準 達成	上記以外	2 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車 ハイブリッド車</td> <td>2030 年度基準 +10%達成 2030 年度基準 達成</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 %</td> </tr> </tbody> </table>		区分	税率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	非課税	ガソリン車 ハイブリッド車	2030 年度基準 +10%達成 2030 年度基準 達成	上記以外	2 %
		区分	税率																		
		電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	非課税																		
ガソリン車 ハイブリッド車	2020 年度基準 +10%達成 2020 年度基準 達成																				
上記以外	2 %																				
区分	税率																				
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	非課税																				
ガソリン車 ハイブリッド車	2030 年度基準 +10%達成 2030 年度基準 達成																				
上記以外	2 %																				

(3) 【軽自動車税】環境性能割の臨時的軽減の延長

区分	改正理由	改正内容									
法改正	<p>感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>この措置による減収については、全額国費で補填する。</p>	<p>○対象 令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）</p> <p>○臨時的軽減による税率区分は次のとおり</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">税率</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; font-size: 2em;">⇒</td> <td style="text-align: center;">臨時的軽減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 %</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 %</td> <td style="text-align: center;">1 %</td> </tr> </table>	税率	⇒	臨時的軽減	非課税	非課税	1 %	非課税	2 %	1 %
		税率	⇒		臨時的軽減						
非課税	非課税										
1 %	非課税										
2 %	1 %										

(4) 【軽自動車税】種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

区分	改正理由	改正内容									
法改正	グリーン化特例は、重点化等を行った上で2年間延長する。	○自家用乗用車 現行（令和元、2年度）	改正（令和3、4年度）								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減
		区分	軽減率								
		電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減								
		区分	軽減率								
		電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減								
		2020年度基準+30%達成	⇒	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	/						
		/									
		2020年度基準+10%達成	⇒	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	/						
		/									
		○営業用乗用車 現行（令和元、2年度）	改正（令和3、4年度）								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
区分	軽減率										
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減										
区分	軽減率										
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減										
2020年度基準+30%達成	⇒	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	2030年度基準 90%達成	50%軽減							
2030年度基準 90%達成	50%軽減										
2020年度基準+10%達成	⇒	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	2030年度基準 70%達成	25%軽減							
2030年度基準 70%達成	25%軽減										
○軽貨物自動車 現行（令和元、2年度）	改正（令和3、4年度）										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減		
区分	軽減率										
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減										
区分	軽減率										
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減										
2020年度基準+35%達成	⇒	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	/								
/											
2020年度基準+15%達成	⇒	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	/								
/											

(5) 【個人市民税】 給与所得者等の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止・退職所得申告書の定義に係る規定の整備

区分	改正理由	改正内容
法改正	扶養親族申告書（給与・年金）、退職所得申告書の電磁的方法による提出について、手続きの簡素化を図る。	給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する。

(6) 【個人市民税】 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

区分	改正理由	改正内容
法改正	ポストコロナに向け、民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図ることを目的として、住宅ローン減税の適用期間を延長する。 この措置による減収については、全額国費で補填する。	消費税率 10%で取得した住宅を令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除の期間を13年とし、現行は令和16年度までのところ、令和17年度までとする。

3 施行期日

令和3年4月1日